

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 8 月 5 日
【会社名】	サトーホールディングス株式会社
【英訳名】	SATO HOLDINGS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 松山 一雄
【本店の所在の場所】	東京都目黒区下目黒一丁目7番1号
【電話番号】	03-5745-3400(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員最高財務責任者 阿部 陽一
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区下目黒一丁目7番1号
【電話番号】	03-5745-3400(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員最高財務責任者 阿部 陽一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 500,520,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	サトーホールディングス株式会社 ビジネスプラザ (埼玉県さいたま市大宮区大成町一丁目207番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	215,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 平成28年8月5日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	215,000株	500,520,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	215,000株	500,520,000	-

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,328	-	100株	平成28年9月1日	-	平成28年9月1日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとしします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
サトーホールディングス株式会社 総務・法務部	東京都目黒区下目黒一丁目7番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 渋谷支店	東京都渋谷区道玄坂一丁目3番2号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
500,520,000	-	500,520,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは、本自己株式処分による手取金の使途です。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額500,520,000円につきましては、平成28年9月1日以降、諸費用支払いなどの運転資金に充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要（平成28年8月5日現在）

	割当予定先
名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）
本店の所在地	東京都港区浜松町二丁目11番3号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 和地 薫
資本金	10,000百万円
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務
主たる出資者及びその出資比率	三菱UFJ信託銀行株式会社 46.5% 日本生命保険相互会社 33.5% 明治安田生命保険相互会社 10.0% 農中信託銀行株式会社 10.0%

b 提出者と割当予定先との間の関係（平成28年8月5日現在）

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、貸出取引があります。
技術又は取引関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、信託銀行取引があります。

<役員報酬B I P信託の内容>

当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする役員報酬B I P信託契約（以下、「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」という。）を締結し、本信託を設定します。

また、当社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、共同受託に関する覚書を締結し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者として本信託に係る信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、割当予定先を「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）」といたします。

< 概要 >

役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託とは、当社の取締役（執行役員を兼務する取締役に限り、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下同じ。）及び執行役員（国内非居住者を除く。以下同じ。）（以下併せて「取締役等」という。）を対象とし、役位及び業績目標の達成度等に応じて取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）が交付及び給付（以下「交付等」という。）される業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）です。

本制度において、取締役等のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、予め定める株式交付規程に基づき当社取締役等に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得します。なお、本信託契約は、信託管理人である公認会計士 三宅秀夫氏による内容の確認を得ています。

また、第三者割当については、有価証券届出書の効力発生後に、当社と共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で締結予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。

本信託は、株式交付規程に従い、一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、役位及び業績目標の達成度等に応じて決定される株数の当社株式等を交付等いたします。また、信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社と日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、分担して本信託の財産管理業務を実施します。その具体的な分担につきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社が、本制度についてのスキーム管理並びに当社への事務処理に関する報告等、包括的管理業務を担当し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、信託の実行に伴い生じる、「信託財産・指図書等の受渡業務、信託財産の運用の執行、信託財産の保管・決済、信託財産に関する租税・報酬・諸費用の支払い及び信託の計算、信託財産に係る源泉徴収事務」（以下「具体的信託事務」という。）について担当します。

この具体的信託事務を日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行う旨は、当社、三菱UFJ信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び信託管理人にて合意することにより、実施されることを確認しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社と、共同受託者としてその業務を実施します。また、本合意に基づき、信託財産の保管・決済は日本マスタートラスト信託銀行株式会社が実施することから、割当予定先の信託財産の名義については、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社ではなく、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）」とします。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社が、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、本制度において生じる信託の財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためです。

（参考）B I P 信託の主な内容

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	当社の取締役等に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	取締役等のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	平成28年8月31日
信託の期間	平成28年8月31日～平成33年8月31日（予定）
制度開始日	平成28年9月1日
議決権行使	信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	500,520,000円
株式の取得方法	当社自己株式の第三者割当により取得
帰属権利者	当社
残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

< 本信託から受益者に交付等を行う予定の株式の総数 >

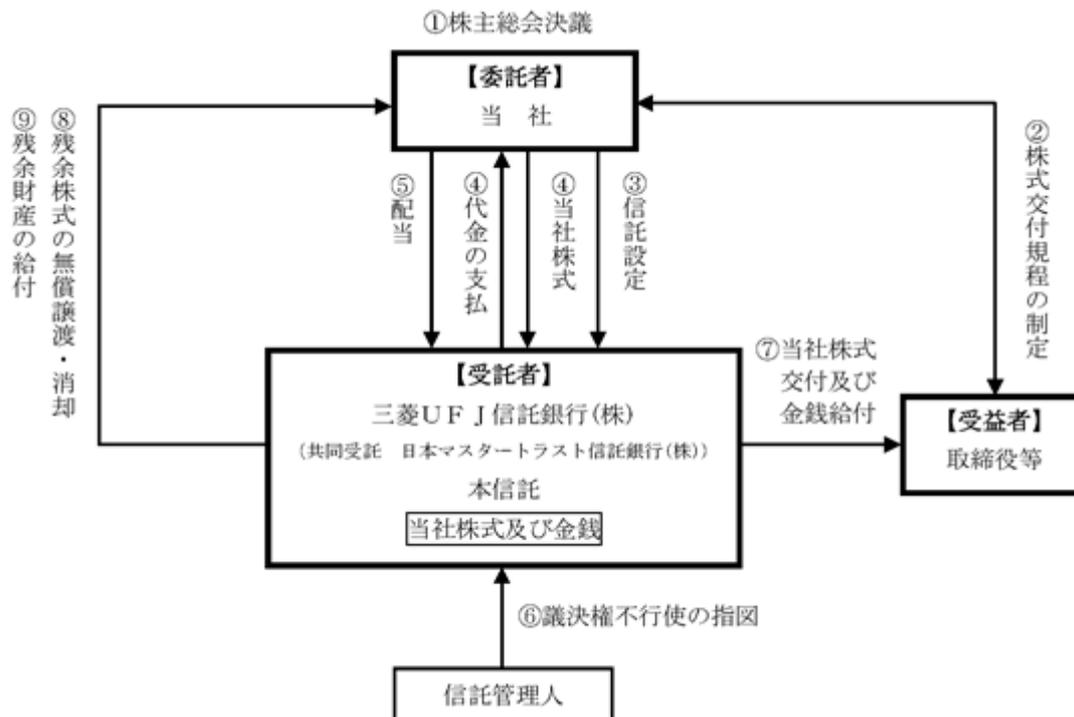
215,000株（下記「d 割り当てようとする株式の数」と同数です。）

< 受益者の範囲 >

対象期間中に取締役等であり（対象期間中に新たに取締役等になった者を含む。）、対象期間終了時に取締役等であること、または対象期間中に取締役等を退任（ 1 ）していること
株式交付ポイントが付与されていること
自己都合又は解任等により退任した者や在任中に一定の非違行為があった者でないこと
その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

（ 1 ） 執行役員を兼務する取締役については、執行役員の地位を退任し、取締役の地位のみを有することになる場合を含みます。

< 本信託の仕組み >



当社は本制度の導入に関して、株主総会において役員報酬の承認決議を得ています。
当社は本制度の導入に関して、取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
当社は 株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託（以下「本信託」という。）を設定します。
本信託は、信託管理人の指図に従い、 で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）から取得します。なお、本信託が取得する株式数は、 の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
本信託内の当社株式については、信託期間を通じて、議決権を行使しないものとします。
信託期間中、「役位」及び「各事業年度における業績目標の達成度」に応じて、取締役等に一定のポイントが付与されます。なお、一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、付与されたポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式が交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭が給付されます。
本信託の満了時に残余株式が生じた場合、当該本信託につき信託契約の延長及び追加信託を行うことにより、本制度と同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用するか、又は、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得したうえで、取締役会決議により消却を行う予定です。
本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体へ寄附を行う予定です。

c 割当予定先の選定理由

当社は、取締役等を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度の導入を決定しました。本制度は、予め定める株式交付規程に基づき、当社株式を役員及び業績目標の達成度等に応じて取締役等に交付することから、当該取締役等の中長期的な企業価値向上への意欲の向上に寄与し、かつ自己株式を有効に活用可能であるとの結論に至りました。

これらの経緯を踏まえて、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者に選定した理由は、当社との信託銀行取引関係、同社の本制度にかかるコンサルティング実績等を他社比較等も含めて総合的に勘案した結果、当社にとって最も望ましい委託先になると判断しました。

なお、本制度においては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づき、共同受託者として本信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）」が割当予定先として選定されることとなります。

d 割り当てようとする株式の数

215,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）は、上記信託契約に従って、取締役等に対して、信託期間中の役員及び業績目標の達成度等に応じて当社株式等の交付等を行います。

なお、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定です。

また、当社は日本マスタートラスト信託銀行株式会社から、割当日より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することについて、確約書を受領する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が、払込みに要する資金に相当する金銭として、当社から本信託に拠出される当初信託金を割当日において信託財産内に保有する予定である旨、本信託契約により確認を行っています。

g 割当予定先の実態

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、信託管理人の指示に従い当社株式の議決権を不行使扱いとするなどの具体的信託事務を担当します。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家（委託者が顧問契約を締結している者を除きます。）であること、(2)委託者、その役員、重要な管理職（以下「役員等」という。）、役員等であった者、又はそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者（当社）、受託者（三菱UFJ信託銀行株式会社）が協議のうえ、選任するものとします。

なお、本信託においては、信託管理人1名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士 三宅秀夫氏とします。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」という。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の出資者や出資比率、役員等について、ホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報等に基づき調査し、問題がないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力に対する基本方針」に関する取り組みについて、割当予定先の企業行動規範により確認いたしました。

また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことについては、割当予定先との契約において確約するものとします。

その結果、割当予定先が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないと判断し、その旨の確約書を、株式会社東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式の処分は、本制度の導入を目的として行います。

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議の前営業日(平成28年8月4日)の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である2,328円としています。取締役会決議の前営業日の当社株式の終値を採用することにしたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、処分価額として合理的であると考えたためです。

また、当該株価は株式会社東京証券取引所における当該取締役会決議の直前1か月間(平成28年7月5日から平成28年8月4日まで)の終値の平均値である2,216円(円未満切捨て)に105.05%(乖離率5.05%)を乗じた額であり、あるいは同直前3か月間(平成28年5月5日から平成28年8月4日まで)の終値の平均値である2,179円(円未満切捨て)に106.84%(乖離率6.84%)を乗じた額であり、もしくは同直前6か月間(平成28年2月5日から平成28年8月4日まで)の終値の平均値である2,278円(円未満切捨て)に102.19%(乖離率2.19%)を乗じた額であり、特に有利な処分価額には該当しないものと判断しました。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査役全員(4名、うち2名が社外監査役)が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しています。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に当社取締役等に交付すると見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は平成28年3月末現在の発行済株式総数34,921,242株に対し0.62%(小数点第3位を四捨五入、平成28年3月末現在の総議決権個数334,497個に対する割合0.64%)となります。

当社としては、本制度が取締役等の中長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気を高めるものであり、また、当社の企業価値向上に繋がるものと考えています。

また、本自己株式処分により割当てられた当社株式は、株式交付規程に従い当社取締役等に交付されるものであり、流通市場への影響は軽微であると考えています。

以上により、本自己株式処分による影響は極めて軽微であり、合理的であると判断しています。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (百株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
(公財)佐藤陽国際奨学財団	東京都目黒区下目黒一丁目7番1号	37,862	11.32%	37,862	11.25%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	15,358	4.59%	15,358	4.56%
サトー社員持株会	東京都目黒区下目黒一丁目7番1号	12,268	3.67%	12,268	3.64%
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	10,924	3.27%	10,924	3.24%
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6丁目10番1号)	10,605	3.17%	10,605	3.15%
横井 美恵子	東京都調布市	9,051	2.71%	9,051	2.69%
佐藤 静江	東京都世田谷区	8,974	2.68%	8,974	2.67%
(株)アリーナ	東京都世田谷区上北沢三丁目21番23号	8,544	2.55%	8,544	2.54%
岩淵 真理	静岡県伊豆市	8,445	2.52%	8,445	2.51%
THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	AVENUE DES ARTS 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南二丁目15番1号)	8,215	2.46%	8,215	2.44%
計	-	130,249	38.94%	130,249	38.69%

(注) 1 平成28年3月31日現在の株主名簿の記載内容に基づいて記載をしています。

2 株式数は百株未満を切り捨てて表示しています。

3 所有議決権数の割合は小数点第3位以下を四捨五入して、表示しています。

4 上記のほか当社保有自己株式は、平成28年3月31日現在で1,397,972株ありますが、割当後1,182,972株となります。ただし、平成28年4月1日以降の単元未満株式買取・買増請求、新株予約権の行使に伴う処分による変動は反映していません。

5 割当先は、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)となるため、上記の日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数は増加しません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第66期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月22日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成28年8月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年6月23日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての事業年度第66期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成28年8月5日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成28年8月5日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

サトーホールディングス株式会社 ビジネスプラザ
（埼玉県さいたま市大宮区大成町一丁目207番地）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。